

令和 8 年 2 月 20 日 招集

令和 8 年門真市教育委員会第 2 回定例会

議 案 書

(追加)

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程（追加）

門真市教育委員会第2回定例会
令和8年2月20日（金）午後1時30分
本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第11	議案第11号	令和8年門真市議会議案第18号「門真市立歴史資料館条例の一部改正について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について	1

議案第11号

令和8年門真市議会議案第18号「門真市立歴史資料館条例の一部改正について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、門真市議会議長から門真市立歴史資料館条例を次のとおり一部改正するにあたり意見聴取があり、同意する旨回答するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和8年2月20日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立歴史資料館条例の一部改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づく意見聴取について、門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成28年門真市条例第30号）の一部改正に同意する旨回答するにつき、本案を提出するものである。

門 議 第 11 号
令和 8 年 2 月 18 日

門真市教育委員会教育長

八木下 理香子 様

門真市議会議長

松本 京子



議案第18号「門真市立歴史資料館条例の一部改正について」中、「門真市
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく
職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

「門真市立歴史資料館条例の一部改正について」の議決をする前に、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき、
貴委員会の意見を求めます。

門真市立歴史資料館条例の一部を改正する条例

門真市立歴史資料館条例（昭和63年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<u>門真市立かどま歴史ミュージアム条例</u> <u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、市内に散在する歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）を収集し、保存し、及びこれらを展示して広く市民に公開し、もって市民文化の向上に資するとともに、市民の交流を促進するための拠点施設とする門真市立かどま歴史ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（名称及び位置）</u> 第2条 ミュージアムの名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>門真市立かどま歴史ミュージアム</td><td>門真市月出町11番1号</td></tr> </table> <u>（事業）</u> 第3条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) <u>市民の交流の場を提供すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業</u> <u>（職員）</u> 第4条 ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。 <u>（使用の許可）</u> 第5条 別表に掲げる施設（以下「研修室」	名称	位置	門真市立かどま歴史ミュージアム	門真市月出町11番1号	<u>門真市立歴史資料館条例</u> <u>（設置）</u> 第1条 市内に散在する歴史資料、考古資料及び民俗資料（以下「資料」という。）を収集し、保存するとともに、これらを展示して広く市民に公開し、もって市民文化の向上に資するため、門真市立歴史資料館（以下「資料館」という。）を門真市柳町11番1号に設置する。 _____ <table border="1"> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> </table> <u>（事業）</u> 第2条 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) <u>その他設置目的を達成するために必要な事業</u> _____ <u>（職員）</u> 第3条 資料館に館長その他必要な職員を置くことができる。 _____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
名称	位置										
門真市立かどま歴史ミュージアム	門真市月出町11番1号										
_____	_____										
_____	_____										
_____	_____										

改正後	改正前
という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。	
2 市長は、研修室の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。	
(使用許可の制限)	
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室の使用を許可しない。	
(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。	
(2) 建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。	
(3) 営利を目的として研修室を使用しようとするとき。	
(4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。	
(5) 研修室の管理運営上支障があると認めるとき。	
(6) 前各号に掲げるもののほか、研修室を使用させることが適当でないと認めるとき。	
(使用許可の取消し等)	
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止その他必要な措置を講ずることができる。	
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可条件に違反したとき。	
(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。	
(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。	
(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。	
(5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。	

改正後	改正前
2 前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。	
(使用料)	
第8条 研修室の使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。	
2 使用料は、使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。	
(使用料の減免)	
第9条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	
(使用料の還付)	
第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用できなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
(権利譲渡等の禁止)	
第11条 使用者は、許可を受けた目的外に研修室を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	
(特別設備等の設置)	
第12条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、研修室の管理運営上必要な条件を付することができる。	
2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者に対して研修室の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。	

改正後	改正前
<u>(原状回復義務)</u>	
第13条 使用者は、研修室の使用を終了したとき又は第7条第1項の規定により使用の許可が取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。	
2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。	
<u>(特別利用の許可)</u>	
第14条 学術研究等のため、ミュージアムの資料の熟覧、模写、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。	
2 第5条第2項の規定は、前項の許可について準用する。	
<u>(特別利用許可の制限)</u>	
第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。	
(1) 特別利用をすることによりミュージアムの資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。	
(2) ミュージアムの管理運営上支障があると認めるとき。	
(3) 前2号に掲げるもののほか、特別利用をさせることが適当でないと認めるとき。	
<u>(特別利用許可の取消し等)</u>	
第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可を受けた者に対し、特別利用の許可を取り消し、又は特別利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。	
(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は特別利用の許可条件に違反したとき。	
(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。	

改正後	改正前
<u>(損害賠償)</u>	
第17条 ミュージアムの入館者がミュージアムの資料並びに建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、入館者（研修室の使用時にあっては使用者）は、その損害を賠償しなければならない。	
第18条 略	第4条 略

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条、第8条関係）

時間別 施設名	基本料					
	午前9時30分 から午後0時30分 まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午前9時30分 から午後3時 まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時30分 から午後5時 まで
	円	円	円	円	円	円
研修室1	600	400	400	1,100	800	1,500
研修室2	600	400	400	1,100	800	1,500

備考

- 1 使用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。
- 2 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が使用するときの使用料は、基本料に2を乗じて得た額とする。
- 3 研修室1及び研修室2を併用して使用する場合に限り、その使用時間については講師控室を使用することができる。この場合における講師控室の使用料は、無料とする。
- 4 附属設備を使用するときは、その使用料として各品目の単位ごとに研修室の使用1回につき、500円以内で規則で定める額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 門真市立かどま歴史ミュージアムの施設の使用に係る手続、使用料の徴収その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

- 3 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成28年門真市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。 (1) 門真市立図書館、<u>門真市立かどま歴史ミュージアム</u>その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、社会教育に関する教育機関のみに係るものを含む。）。 (2)～(3) 略	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。 (1) 門真市立図書館、<u>門真市立歴史資料館</u>その他の社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、社会教育に関する教育機関のみに係るものを含む。）。 (2)～(3) 略